

「働き方改革」の趣旨と対応策について

《政府が盛んに発信しているこの問題・・・ どういうことなのでしょう？》

① Aさん

4月から鹿児島支店（営業所）に転勤を命じました。ところが、Aさんから、「申し訳ありません。私、1歳の子供がおり、妻も仕事に復帰したばかりで、育児が今一番大変な時期で転勤できません。この状態がしばらく続くこととなりますので当分の間、転勤は無理です。本社勤務をお願いします。」と言われてしまいました。

② Bさん

8年も勤務経歴がある彼女は専門職で有資格者です。勤務成績もよく実直であることから時期を見て管理職に任命しようと思っていたところ、「昨日、父が脳疾患で倒れ〇〇病院に急ぎ入院しました。母は病気がちで、父の面倒を見ることができません。今月末で退職させて下さい。」と言って退職届が提出されました。

③ Cさん

事務職で採用、しかし営業職の人材が不足しているため、営業部に配置転換を命じたところ「私は、事務職以外は無理です。」と言われてしまいました。

《人事担当者は困り果て…、さてどうしたらいいのでしょうか??》

「働き方」の見直しが必要です!

正社員を分類し、多様な形での働き方を導入していくことが解決の方法です。

多様な正社員(限定正社員)の仕組み

- ① 勤務地限定正社員 ⇒ 勤務地を限定し転勤することなく勤務の場所を一定化する社員
⇒ Aさんに適用
- ② 短時間正社員 ⇒ 勤務時間を限定し、短時間での勤務に対応
労働時間を短くすることで退職をせず、勤務の継続を可能にする方法
⇒ Bさんに適用
※この場合あくまでも正社員の枠で対応することです。賃金は同じ職位のフルタイム正社員を基準とし、労働時間に比例して減額します。
- ③ 職務限定正社員 ⇒ 仕事内容を限定することでその職務に対して専任職として育成する方法
⇒ Cさんに適用

～ポイント～

- ※ 正社員として業務に精通してきた人材を退職させることなく、形を変えて各自のニーズにそった多様な正社員化へ転換すること。⇒ 人材不足に対応「働き方改革」につなげる。
- ※ 限定正社員(多様な正社員)の条件
 - ①労働契約上、期間の定めのないこと。
 - ②正規社員として位置付けられていること。
 - ③雇用条件で正規社員と比べ何らかの制限があること
 - ④雇用形態・賃金形態が正社員として妥当であること。
 - ⑤基本給・賞与・退職金等の算定方法が正社員と比較して同等又は合理的であること。

この対応についての直接的な問題は、正社員と限定正社員との処遇（賃金等）を如何にするかだと思います。同時に、この人達の労働条件を明確化し、文書化することが必要です。

《筆者：鍋島勝子》

お知らせ

- ◆雇用保険料率の改定 4月分より雇用保険料率が引き下がります。
 - ・一般の事業 4/1000 ⇒ 3/1000
 - ・農林水産、清酒製造、建設の事業 5/1000 ⇒ 4/1000
- ◆雇用保険料の免除
年度の途中で65歳になる方（昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれの方）の保険料は4月分より免除となります。
- ◆子ども・子育て拠出金率の改定
・4月より2/1000 ⇒ 2.3/1000に改定されました。
- ◆労働保険の年度更新
賃金台帳と工事台帳（建設業の場合）をもとに労働保険料の精算を行いますのでご協力をお願い致します。

自然との共生



4月1日の朝にかけての冷え込みで、日光ではかなりの雪になりました。水芭蕉・ザゼンソウがとても綺麗でした。一変した雪化粧の景観の中、外国人が増えていることに再度驚きです。2人～3人の少人数の観光客です。スマホを確認しながら見所を覗き込んで歩いています。身振り手振りで雪化粧の景色を堪能していました。雪山の美しさはまた格別です。

わたしのひとこと

4月、新年度を迎え、顧問先に学卒の新人が入社してきました。何とも真新しい雰囲気職場に新風が漂っている中で、入社式が今行われています。平成生まれの新人達をどう育成していくか…扱いに戸惑うこともままあることでしょう。

私は、新人教育については、簡単なことを分かりやすく教示しています。自分の履歴書をプログラムすること、自分で出来ることを必ず一つ見つけて年間を通じてやり通すこと等を説明しています。「人材、人財、人罪」の意味を理解し、人財になるために自分を磨く。必ず、先輩の中に素晴らしい上司がいますので、そのような人を見つけたら真似をすることなどです。

— 隣の芝生は青くない —ということも伝えています。この若い人達が育つのが楽しみです。
鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

